

あなたの健康づくりを応援します

健保だより

2014年
(平成26年)

春号

兵庫県運輸業健康保険組合

主な記事

- 平成26年度事業計画と予算のお知らせ2~3
- 保険料率と任継公告4
- 健康保険制度改正関係5
- 健康保険組合からのお知らせ(平成26年度保健事業).....10~14

No.132

財政改善と 予防事業を強化し医療費削減を

当健康保険組合の平成26年度事業計画と予算案が、去る2月6日の第146回組合会で承認されました。その概要をお知らせします。

●一般事業運営方針

- 健康づくり・健康管理等について、事業所の健康保険委員及び事務担当の方々と連携し推進を図ります。
- 保険給付の適正化のためにレセプト点検を強化し、柔整療養費との突合により重複・はしご受診等の発見に努め、適正受診の指導を行います。
また、業務上災害、通勤災害のチェックや第三者行為等については求償権を行使します。
- 適用関係書類の適正な届出の周知を図ります。特に扶養認定については、適正に行うとともに再確認を実施します。
- 資格喪失者の被保険者証等の回収を徹底し、無資格受診等の発生を防止します。
- 財政運営については、健全化を目指し効率よく執行します。



●広報活動

- ホームページに最新情報を掲載します。
- 機関誌「健保だより」を年2回発行し、自宅に送付します。
- 健保組合連合会発行の機関紙「すこやか健保」を毎月事業所に送付します。
- 健康保険制度周知、健康管理等に関するリーフレット・チラシ等を配付します。
- 適正受診をはじめとした医療費節約について啓蒙します。
- 「健保組合からのお知らせ」を随時作成し、事業所に配付します。

●保健事業（詳細は別記）

- 特定健診・特定保健指導を実施します。
- 疾病予防の観点から、各種健診及びインフルエンザ予防接種費用の一部を補助し充実を図ります。
- 健康づくりのための事業（プール・スケート・海の家等の割引利用券発行）や保養施設（日帰り保養施設・宿泊施設）利用補助を行います。
- ジェネリック医薬品の使用促進に努めます。
- 健診結果に基づき、生活習慣病予防の健康相談を実施します。
- 医療費通知を作成し、医療費についての関心を高めます。
- 家庭用常備薬等の斡旋を行います。



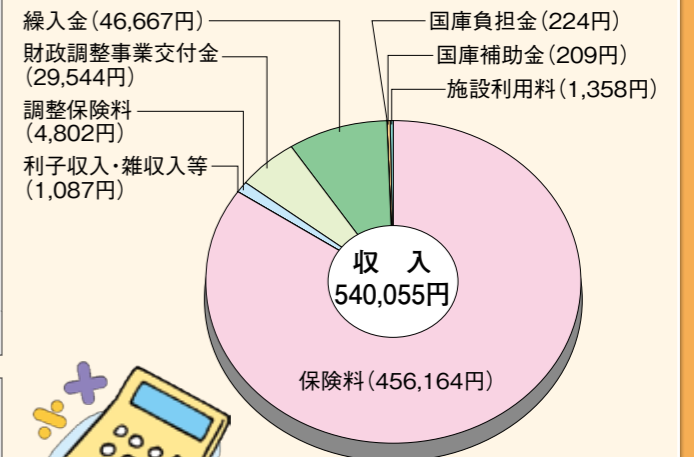
平成26年度 収入支出予算の概要

予算規模 40億5,041万2千円 前年度決算見込よりも1億8千万円増

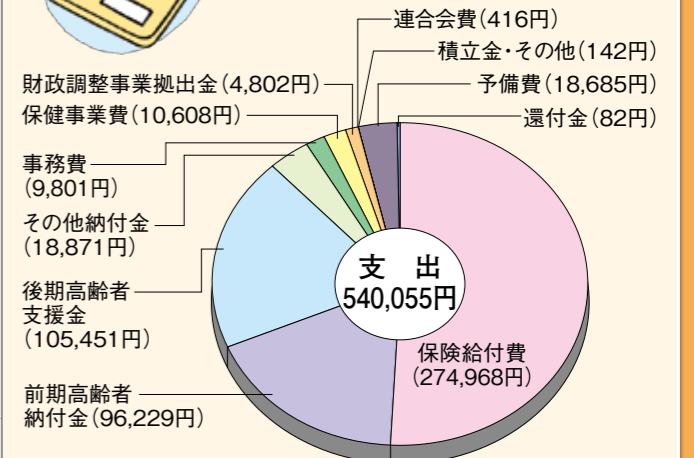
健康保険分

収入(千円)	保険料	3,421,229
	国庫負担金	1,683
	調整保険料	36,015
	繰入金	350,001
	国庫補助金	1,565
	財政調整事業交付金	221,580
	施設利用料	10,187
	利子収入・雑収入等	8,152
	合計	4,050,412
	経常収入合計	3,442,811

被保険者1人当り



支出(千円)	事務費	73,507
	保険給付費	2,062,260
	納付金等	1,654,136
	前期高齢者納付金	721,718
	後期高齢者支援金	790,883
	退職者給付拠出金	141,444
	老人保健拠出金等	91
	保健事業費	79,561
	還付金	613
	財政調整事業拠出金	36,017
	連合会費	3,117
	積立金・その他	1,063
	予備費	140,138
	合計	4,050,412
	経常支出合計	3,874,249



介護保険

収入(千円)	繰入金	413,478
	国庫補助金	1
	雑収入	0
	合計	413,484

支出(千円)	介護納付金	411,992
	還付金	120
	積立金	1,371
	雑支出	1
	合計	413,484

予算編成の基礎数値

- 被保険者数 7,500人 (男性 6,860人、女性 640人)
- 被扶養者数 8,521人
- 平均標準報酬月額 338,106円 (男性 349,000円、女性 205,900円)
- 総標準賞与額(年間合計) 4,166,664千円
- 平均年齢 44.82歳 (男性 45.03歳、女性 42.62歳)
- 前期高齢者加入者数 612人

- 介護保険関係
介護保険被保険者数 6,732人 (本人 4,300人 家族 2,432人)

【保険料率】

- 健康保険料率(調整含む) 1000分の100 (事業主 1,000分の50.25、被保険者 1,000分の49.75)
- 介護保険料率 1,000分の19.6 (事業主 1,000分の9.8、被保険者 1,000分の9.8)

平成26年度

●健康保険料●

準備金を繰入し料率は据え置き

医療費や高齢者医療への拠出金等の増加により、厳しい状況が続く健康保険組合の財政ですが、保険料率の引上げ以外に収入確保を図る方法はないものと検討してきました結果、不測の事態に備えて蓄えが義務付けされている準備金の一部を繰入ることにより財源の確保を図ることとしました。

その結果、平成26年度の一般保険料率は平成25年度と同様の1,000分の100に据え置くことができました。

しかし、この措置はあくまで例外的な扱いであり、平成27年度以降には保険料率の引き上げについて再度検討せざるを得ない状況になると思われませんが、その節はよろしくご理解とご協力をお願いします。

なお、平成26年度の保険料率は据え置きですが、事業主と被保険者の負担割合が変更します。労使折半の原則に立ち、下記のとおりとなりますのでよろしくお願い致します。平成26年3月分(任継者は4月分)保険料から適用となります。

保険料率	1,000分の100
負担割合	事業主 1,000分の50.25
	被保険者 1,000分の49.75

●介護保険関係●

介護保険料率につきましては、介護保険第2号被保険者(40歳~64歳)の1人当りの負担額が3,500円増加し63,300円となりました。

それに伴い介護保険料率は1,000分の19.6となります。負担割合は労使折半で1,000分の9.8ずつです。平成26年3月分(任継者は4月分)保険料から適用となります。

公告 任意継続被保険者の平成26年度標準報酬月額の上限について

任意継続被保険者の保険料や保険給付費などの算定の基礎となる標準報酬月額(当組合の平成25年9月30日における全被保険者の平均額)は、

340,000円となり、この額が上限となります。

※退職時の標準報酬月額が上記の額を下回るときは、その月額となります。

※平成26年4月1日から平成27年3月31日までの適用となります。



「健康保険制度」改正

高齢化により医療や介護など社会保障にかかる負担が増大しており、政府は高齢者でも所得に応じて自己負担を増やすなど、負担のあり方を「年齢別」から「負担能力別」に変える方向で社会保障制度の見直しを進めています。

健康保険についても家計の負担に影響するものがありますので、この機会に確認しておきましょう。



平成26年4月から 新しく70歳になる方から窓口負担が2割に

70歳から74歳の方の窓口負担は、平成26年4月以降に70歳になる方から2割に引き上げられます。法律上は平成20年4月から2割に引き上げられていましたが、今回、70歳になった方から段階的に適用されることになりました。

ただし、4月までにすでに70歳に達している方(生年月日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方)については、軽減特例措置の対象となるため1割負担のまま変わりません。

●患者の窓口負担割合

70歳から74歳の方	昭和26年4月以降に70歳になる方	2割 (軽減特例措置対象者※1は1割)
	現役並み所得者※2	3割
小学校入学後70歳未満の方		3割
小学校入学前の方		2割

※1 昭和19年4月1日までに生まれた方は、軽減特例措置の対象となるため、自己負担割合は1割です。

※2 現役並み所得者とは、70歳から74歳の被保険者で標準報酬月額が28万円以上の方と、その被扶養者で70歳以上の方をいいます。

平成26年4月から 産前・産後休業中の保険料が免除に

次世代育児支援の観点から、産前・産後休業中の保険料(事業主負担分と被保険者負担分)が免除されます。育児休業期間中の社会保険料はすでに免除されていますので、同様の配慮が産休中にも講じられることになります。

また、産休が終了し再度勤務を始めた際に報酬が低下した場合には、産休終了後の3ヵ月間の報酬を基に標準報酬月額が改定され、保険料は報酬実態に見合った負担水準に抑えられます。

産休・育休に関する保険料免除			
就業	産前・産後休業中	育児休業中	復帰後
保険料負担	産前6週間・産後8週間 保険料免除	保険料免除	保険料負担

産前・産後休業中の保険料が新しく免除に

実態に合った負担にするために標準報酬月額を改定





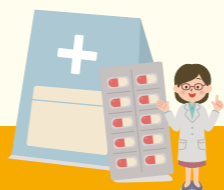
家計に優しい ジェネリック医薬品

病気にならないためには毎日の生活習慣を改善し、抵抗力を身につけることが大切です。健康を損なうと、医療費は家計に大きな負担がかかってしまいます。そこで医療費にも家計費にも優しいジェネリック医薬品について家族で考えてみましょう。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）

新薬（先発医薬品）*の特許が切れたあと、新薬と同じ有効成分で、効き目や安全性が同等であると承認された低価格の薬のことです。改良タイプでは副作用が軽減されたり、錠剤が小さくなって飲みやすいなど品質面で新薬を上回るものがあります。ジェネリック医薬品は選ぶ薬によって価格は異なりますので、下記の「**かんじゃさんの薬箱**」で検索してみてください。もちろん病院や調剤薬局で相談することも可能です。

*新薬（先発医薬品）は、長い年月と膨大な費用をかけて研究開発された医薬品です。



いつものクスリをジェネリック医薬品にするには？

調剤薬局で下記の3ポイントを参考に「ジェネリック医薬品にしたいのですが」と聞いてみましょう。

- ①自分が服用している薬に、ジェネリック医薬品があるのか。
- ②切り替えた場合、どれくらい安くなるのか。
- ③すぐに切り替えられるのか。取り寄せなどで時間がかかるのか。

*病院内で薬をもらう場合（院内薬局）、医師に「ジェネリック医薬品に切り替えられますか」とお尋ねください。治療内容によって、ジェネリック医薬品が選択できない場合もあります。

興味はあるけどちょっと不安な場合は？

短期間試して使えるしくみがあります。この「お試し期間」は、まず1週間程度のジェネリック医薬品を服用し、体調の変化や副作用が無いかチェックを受け、その結果で残りのジェネリック医薬品にするか、新薬にするかを選択できるしくみです。詳しくは調剤薬局の薬剤師さんにお尋ねください。

かんじゃさんの薬箱（日本ジェネリック医薬品学会）

- 自分が服用している薬にジェネリック医薬品があるのか、扱っている薬局を検索することができます。
- 新薬、ジェネリック医薬品に関わらず薬には、副作用がある場合があります。
- 用法・用量を必ず守り、自分にあっているか、様子を見ながら服用しましょう。



ジェネリック医薬品を検索できます

PC版 <http://www.generic.gr.jp> 携帯版 <http://www.generic.gr.jp/m/>

糖尿病予防対策事業

健康診断データとレセプト情報から対象者選定 会社 or 自宅に赴き健康相談

日本の糖尿病患者数は1060万人いるといわれ、糖尿病の可能性を否定できない「予備軍」が1320万人いると推定されています。

日本人における糖尿病の95%は、「食べすぎ・酒の飲みすぎ・運動不足」といった生活習慣が関係しています。そのため「糖尿病予備軍」といわれる方々が生活習慣を改善し、体重を減らすことができれば、6割ぐらいは糖尿病の発症を予防できるといわれています。



このような事情を踏まえ、当健康保険組合では糖尿病対策を健康づくりの重要課題と位置付け、健康診断データとレセプト情報から対象者を選定し、健康相談を実施することとしています。

●対象者には個別に案内

対象者には、糖尿病予防事業該当者として個別にご案内をさせていただきますので、積極的な参加をよろしくお願ひします。

糖尿病は大人だけの病気ではありません。ご家族と一緒に糖尿病に対する正確な知識をもって、生活習慣を見直しながら、糖尿病を予防しましょう！

雇用契約に係る被保険者資格についての注意点

被保険者資格は、事業主との間で常用的使用関係が消滅した場合になくなります。雇用契約や任用が1日あるいは数日空けて再度行われる場合においても、事実上の使用関係が中断することなく存続していると判断される場合は、被保険者資格は継続することとなります。ご注意ください。

整骨院・接骨院の正しいかかり方と 受診に際しての注意事項

肩や関節、腰等の痛みで整骨院・接骨院で施術（治療）を受けられることがあると思いますが、施術には健康保険が使える場合と使えない場合があります。

負傷の原因は正しくきちんと伝えましょう！



健康保険が使える場合

- 急性または亜急性の外傷の骨折・脱臼・打撲及び捻挫と挫傷（肉離れ）
（骨折又は脱臼は、医師の同意が必要（応急手当を除く））



健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良
- スポーツによる筋肉疲労や筋肉痛
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 慰安目的のあんま・マッサージ
- 労災保険が適用される工作中や通勤途上での負傷



重複受診は原則自費です

同じ負傷部位について、同じ時期に医療機関（整形外科等）と整骨院・接骨院で治療を受けた場合を重複受診といいます。

このような場合は、原則として整骨院・接骨院（柔道整復師による施術）での健康保険診療はできません。自費となります。必ず施術を受ける前に医療機関で受診していることを柔道整復師に伝えてください。

長期受診……改善なければ医師の診察を

整骨院・接骨院での施術が、数か月或いは一年以上にわたり続いている場合で、長期間施術を受けても快方に向かわない時は、外傷性の怪我が要因ではなく内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

長期の場合、ケースによっては健康保険で施術が受けられない場合があります。

療養費支給申請書の署名は施術の後で

申請書の受取代理人欄への署名は、白紙の申請書にするのではなく、施術の後に内容をよく確認してご自身で署名をしてください。

また、領収証は必ずもらって保管し、医療費通知で確認したり、医療費控除に利用してください。

かしのい患者でムダを省く

医療費は受診の仕方で大きく変わります。受診の仕方が悪いと、医療費ばかりでなくさまざまな「ムダ」が生じます。受診への正しい知識で「ムダ」をなくしましょう！

……こんな受診は医療費の「ムダ」!! ……

はしご受診

同じ病気で複数の医療機関を転々と渡り歩くことを「はしご受診」といいます。検査や薬の重複は医療費の「ムダ」となります。どうしても変更したいときは、医師に紹介状をもらって転院を。

コンビニ受診

急病でもないのに時間外や深夜、休日に受診するのを「コンビニ受診」といいます。診療時間外に受診するのは、割増料金ばかりでなく救急医療の妨げになることもあります。

時間外受診

医療機関が表示する診療時間以外に受診すると、「時間外加算」が請求されます。種類は、「時間外」「休日」「深夜」の3種類あり、初診・再診で加算額が異なります。

初診の場合（6歳以上）

加算	初診料	2,820円
時間外 概ね 6時～8時・18時～22時	一般	850円
	特例 救急病院など	2,300円
休日		2,500円
深夜 22時～6時		4,800円

●支払い額は自己負担割合によります。
●歯科は除く。

再診の場合（6歳以上）

加算	再診料※	720円
時間外 概ね 6時～8時・18時～22時	一般	650円
	特例 救急病院など	1,800円
休日		1,900円
深夜 22時～6時		4,200円

●支払い額は自己負担割合によります。
●歯科は除く。

休日や夜間にけがや急病になったら…

* 自分で通院できる程度の症状の場合…

→ 自家用車やタクシーを使って自分で休日夜間診療所に向かう。

* 自分では通院できない重い症状の場合…

→ 救急車を呼ぶ。または家族に救急指定病院などに連れて行ってもらう。

* どうするか判断に迷ったら…

→ 救急相談センターなど救急相談窓口へ連絡し、症状を伝えて指示を受ける。

* 子供が急病になったら…

→ 小児科の医師や看護師からアドバイスを受けられる小児救急電話相談（#8000）に連絡し、症状を伝えて指示を受ける。



平成26年度 保健事業のご案内

平成26年度におきましても、被保険者並びにご家族の皆様の健康管理や健康づくりに役立てていただくように、次のとおり保健事業を実施します。

健康管理や健康づくりに関する広報など

ホームページの管理・運営

健康保険に関することをはじめ、多くの情報を掲載し迅速に提供します。また、各種手続きの用紙や各補助金の請求用紙等も掲載していますのでご利用ください。

機関誌の発行

年2回(4月・10月)発行し、被保険者のご自宅に送付します。健康保険に関連する制度や改正点、保健事業の案内等を掲載していますので是非ご覧ください。



ジェネリック医薬品の使用促進の案内

ジェネリック医薬品に切替えることで、一定額以上薬剤費が安くなると思われる被保険者、ご家族に対して使用促進の案内をご自宅に送付します。

育児冊子の配付

被保険者並びにご家族が産まれたとき、子育ての手助けや赤ちゃんの健康管理の参考となるように、育児書(月刊誌)「赤ちゃん和妈妈」を1年間ご自宅に送付します。

特定健診・特定保健指導・訪問健康相談など

特定健診・特定保健指導は、メタボリックシンドロームと呼ばれる生活習慣に起因する高血圧や糖尿病の生活習慣病を減少させることを目的とした予防事業です。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置付け、生活改善につながる健康相談を行います。積極的に受診しましょう!

費用は
全額組合が
負担します

特定健診は40歳以上のすべての方が対象です

被保険者の特定健診

被保険者の方は労働安全衛生法、その他の法令に基づく健康診断を受診し、当組合が健診データの提供を受けた場合は対象から除かれることとなっておりますので、健診データの提供をいただくことにより、健診受診となります。

被扶養者の特定健診

被扶養者の方には、『受診のご案内』と『特定健診受診券』を5月初旬にお渡しします。お住まいのお近くの健診機関で、特定健診を受診してください。
※当組合ホームページから医療機関を検索することができます。

特定保健指導

特定健診の結果と質問票に基づき、生活習慣病発症リスクから、『動機付け支援』『積極的支援』に階層化し、対象者に対して保健師等により生活習慣改善に重点をおいた保健指導を実施します。
※特定保健指導対象者には、具体的な実施方法等について、随時お知らせします。

訪問健康相談

会社又は自宅を訪問

年齢とともに生活習慣病やその他の疾患、身体機能の低下リスクが増加していく傾向を踏まえ、健診データ等を基に、主に60歳以上の加入者を対象に、保健師が訪問し健康相談を実施します。また糖尿病の重症化予防として、健診データとレセプト情報に基づき、対象者を選定し、保健師が訪問し健康相談を実施します。(7ページ参照)

体育施設利用補助など

兵庫県内の総合健康保険組合協議会で、各施設と割引利用契約を結びます。加入員の皆様の健康保持増進のため、大いに利用ください。

潮干狩り休憩所「かもめ」

開設期間：平成26年4月1日～6月22日

(※除外日 4/16～18、5/12～14、29、30、6/10～12の11日間)

たつの市御津町新舞子海岸

電話番号：(079) 322-0028

	一般料金	利用者負担	申込方法
大人(中学生以上)	1,500円	800円	潮干狩り休憩所「かもめ」利用券申込書に利用者負担金を添えて、事業所単位でお申し込みください。(利用者負担金を振込の場合は、後日利用券を郵送します。)
小人(3歳～小学生)	1,000円	500円	

※利用券の払い戻しはできませんので、ご注意ください。

夏期プール・海の家

施設と割引利用契約を結び利用いただくよう準備を進めています。詳しくは6月中旬にホームページに掲載しますのでご確認ください。

冬期アイススケート

施設と割引利用契約を結び利用いただくよう準備を進めています。詳しくは11月中旬にホームページに掲載しますのでご確認ください。

各種健診補助など

年度内(平成26年4月1日～平成27年3月31日)に資格を有する被保険者並びにご家族が健診等を受けられたとき、下記のとおり費用の一部を補助します。

生活習慣病予防健診・短期人間ドック・がん検診は個別契約をしている健診機関がございます。詳しくは12ページをご覧ください。

なお、各種補助金請求に関しては平成27年3月31日(当組合に必着)までに請求をしてください。



(注) 人間ドックについては、一般ドックが補助の対象です。脳ドック、肺ドック、PET/CT がんドック等の特殊なドックは補助の対象外です。

種別/項目	対象者	組合補助金額		申請方法
生活習慣病 予防健診	40歳以上(昭和50年3月31日以前生まれ)の被保険者及び被扶養者で、特定健診項目を満たしている方 年1回限り	被保険者	上限 5,000円 (5,000円未満は実費)	医療機関の請求書、領収書(保険診療は対象外)のコピー及び検査結果(コピー又はXMLデータ)を添えて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。 ※XMLデータ料金が発生する場合は健診費用と合わせて請求してください。 【注意】空腹時血糖(食後10時間)が困難の場合、HbA1c検査を受診してください。受診されない場合は補助金の対象外となります。
		被扶養者	上限 3,000円 (3,000円未満は実費)	
短期人間 ドック	40歳以上(昭和50年3月31日以前生まれ)の被保険者及び被扶養者 年1回限り	日帰りドック	費用の半額 (上限15,000円)	医療機関の領収書(保険診療のものは対象外)のコピー及び検査結果(コピー又はXMLデータ)を添えて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。 ※XMLデータ料金が発生する場合は健診費用と合わせて請求してください。
		1泊ドック	費用の半額 (上限25,000円)	
大腸がん検診	40歳以上(昭和50年3月31日以前生まれ)の被保険者及び被扶養者 年1回限り	便潜血	上限 500円	医療機関の領収書(保険診療のものは対象外となります)のコピーを添えて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。 ※市町村の助成により受診された場合は補助の対象外です。
胃がん検診		胃透視(直接)	上限 2,000円	
肺がん検診		喀痰細胞診	上限各 1,000円	
前立腺がん検診		PSA	上限 1,500円	
子宮がん検診		細胞診	上限 1,500円	
乳がん検診	視触診 マンモグラフィ 乳房超音波	上限 2,000円		
インフルエンザ 予防接種	被保険者及び被扶養者 年1回限り	費用の半額 (上限 2,000円)		医療機関の領収書のコピーを添えて、事業所で取り纏めて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。 ※領収書は受診者1人1回の金額が明確にわかる領収書を医療機関で発行してもらってください。



人間ドック等個別契約健診機関



下記の健診機関で人間ドック等を受診されますと、組合補助金額を差し引いた料金で受診できます。

健診機関名	住所	電話番号	契約種別							
			人間ドック	生活習慣病	がん検診(オプション)					
					胃	子宮	乳	肺	前立腺	大腸
特定医療法人中央会 尼崎中央病院健診センター	尼崎市潮江1-12-1	(06)6499-3045 (代表)	○	○	○	○	○	○	○	○
一般社団法人 西宮市医師会	西宮市染殿町8-3	(0798)26-9497	○	○	○	○	○	○	○	○
医療法人社団神鋼会 新神戸ドック健診クリニック	神戸市中央区熊内町7-6-1	(078)261-6736 (ドック受付)	○	×	×	○	×	×	○	×
独立行政法人 地域医療機能推進機構 神戸中央病院 (旧:社会保険神戸中央病院)	【本院】 神戸市北区惣山町2-1-1	(078)594-8622 (本院健康管理センター)								
	【ハーバーランド健康管理クリニック】 神戸市中央区東川崎町1-5-7 (神戸情報文化ビルカルメニ17階)	※予約は本院です て ください	○	○	○	○	○	○	○	○
サニーピアクリニック (旧:みなとクリニック)	神戸市中央区波止場町3-12	(078)331-6141 (代表)	○	○	○	○	○	○	○	○
公益財団法人 兵庫県健康財団	神戸市兵庫区荒田町2-1-12	(078)579-3400	○	○	○	○	○	○	○	○
公益財団法人 兵庫県予防医学協会	【健診センター】 神戸市東灘区御影本町6-5-2	(078)855-2715 (人間ドック)	○	×	○	○	×	○	○	×
	【健康ライフプラザ】 神戸市兵庫区駅南通5-1-2-300	(078)652-5207 (人間ドック)								
公益財団法人 加古川総合保健センター	加古川市平岡町新在家1224-12	(079)429-2923	○	○	○	○	○	○	○	○
一般社団法人 姫路市医師会診療所	姫路市西今宿3-7-21	(079)295-3322 (ドック健診)	○	×	×	○	○	○	○	×
医療法人社団汐咲会 井野病院	姫路市大塩町汐咲1-27	(079)254-6852 (ドック健診)	○	×	×	○	○	○	○	×
医療法人愛和会 金沢クリニック	神戸市中央区加納町6-6-1 金沢三宮ビル10・11F	(078)332-4755 (健診直通)	○	○	×	○	○	○	○	×

※具体的な検査項目・料金等は健診機関又は健保組合にお問い合わせください。

保養施設利用補助など

◆日帰り保養施設

被保険者並びにご家族の皆さまの保養や疲労回復、健康増進の一助として、下記の施設と割引契約を結んでいます。利用券は当組合で用意しておりますので、利用を希望される場合は事業所に申し出て、利用者負担金を添えて事業所単位でお申し込みください。(利用者負担金を振込の場合は、後日利用券を郵送します。)

任意継続被保険者の方は直接当組合にお申し込みください。

※利用券の払い戻しはできませんので必要枚数を申し込んでください。



契約施設名	一般料金	利用者負担	備考
HATなぎさの湯 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1 TEL:078-231-4126	800円 中学生以上(平日) 900円 中学生以上(土・日・祝)	400円 中学生以上(全曜日)	※入浴のみ ※小人(小学生以下)一般料金400円、 幼児(3歳から)250円(店頭販売のみ)
有馬温泉 金の湯 神戸市北区有馬町833 TEL:078-904-0680	650円 中学生以上(全曜日)	350円 中学生以上(全曜日)	※入浴のみ ※小学生340円、幼児(5歳以下)140円(店頭販売のみ)、3歳以下無料
有馬温泉 銀の湯 神戸市北区有馬町1039-1 TEL:078-904-0256	550円 中学生以上(全曜日)	300円 中学生以上(全曜日)	※入浴のみ ※6歳以上12歳未満290円、5歳以下120円(店頭販売のみ)、3歳以下無料
有馬温泉 太閤の湯 神戸市北区有馬町池の尻292-2 TEL:078-904-3117	2,400円 中学生以上(平日) 2,600円 中学生以上 (土・日・祝・特定日)	1,300円 中学生以上(全曜日)	※入浴のみ ※子ども(小学生) 1,200円(平日) 1,300円(土・日・祝・特定日) 幼児(3歳から5歳) 400円(平日) 500円(土・日・祝・特定日) (店頭販売のみ)
加古川天然温泉 ぶくぶくの湯 加古川市加古川町南備後字松葉315-1 TEL:079-456-2614	550円 中学生以上(平日) 650円 中学生以上(土・日・祝)	320円 中学生以上(全曜日)	※子ども 平日 一般料金350円、 土・日・祝日400円(店頭販売のみ)
熊野の郷 ●鳴尾浜温泉 熊野の郷 西宮市鳴尾浜1-1-3 TEL:0798-44-4126 ●三田温泉 熊野の郷 三田市富士が丘5-2 TEL:079-561-1268	864円 (中学生以上平日) 972円 (中学生以上休日)	400円 中学生以上(全曜日)	※チケットは鳴尾浜温泉、三田温泉共通です。 ※入浴のみ ※小人一般料金410円(土・日・祝日464円) (店頭販売のみ) ※鳴尾浜温泉は、別途入湯税75円がかかります。
新規 万葉倶楽部 神戸市中央区東川崎町1-8-1 (神戸ハーバーランド) TEL:078-371-4126	2,400円 中学生以上(全曜日) 1,250円 小学生(全曜日) 940円 幼児(3歳~)(全曜日)	1,200円 中学生以上(全曜日) 500円 小学生(全曜日) 400円 幼児(3歳~)(全曜日)	

年1回となります

◆宿泊施設利用補助

年度内(平成26年4月1日～平成27年3月31日)に資格を有する被保険者並びにご家族が国内の宿泊施設を利用されたとき、1回の旅行(宿泊数は問わない)に限り中学生以上2,000円、小学生1,000円を補助します。(小学生未満は対象外)

★なお、法人が契約している会員制リゾート施設、ロッジ、ペンション、オートキャンプ場、その他これらに類するもの及び会社主催の慰安旅行、会議・研修での宿泊等は対象外です。

利用(申込)方法

利用者が直接、宿泊施設に予約してください。



予約後、健保組合まで利用者の氏名・年齢を連絡してください。

後日、利用者氏名、年齢を印字した利用証明書兼補助金請求書を送付します。

宿泊施設で利用証明書兼補助金請求書に利用証明印をもらい、必要事項を記入のうえ当組合に請求してください。



かんぽの宿

利用者が直接、宿泊施設に予約してください。

予約後、健保組合まで利用者の氏名・年齢を連絡してください。

後日、利用者氏名、年齢を印字した利用申込書を送付します。



施設利用開始時に必ず利用申込書と健康保険証を提示してください。保険証を提示する事で利用料金から、中学生以上1名に付2,000円、小学生1名に付1,000円を割引いた料金で利用できます。(補助金の請求は必要ありません。)

但し、5月3～5日、8月9～16日、12月27～1月3日は施設の割引適用除外日のため、差額(500円)を後日組合に請求してください。

お願い

健康保険証の取り扱いについて

資格がなくなった健康保険証は…
すみやかに事業主まで返納を!

退職や扶養家族の抹消などで資格がなくなった健康保険証はすみやかに事業主に返納しましょう。最近、事業主への健康保険証の返納が遅れるケースが目立っています。よろしくご協力をお願いします。

資格がない健康保険証を使用すると治療費は全額返還

資格がなくなった健康保険証で治療を受けられた場合、健康保険負担分の治療費は全額返還いただくこととなりますのでご注意ください。

健康保険証を使用できるのは…

「被保険者は退職の日まで、扶養家族は抹消の日の前日まで」です。

健康保険証は大切に
保管しましょう!

再交付が
増えています

近年、健康保険証の紛失による再交付が増えています。カード化になり扶養家族の方にも1人1枚の健康保険証を交付していますので、保管がしやすく便利になった反面、紛失する場合があります。

身分証明書にも使用できる大切な健康保険証です。他人に渡り悪用されれば大変です。キャッシュカードやクレジットカードと同様に、管理には充分気をつけ大切に保管しましょう。

兵庫県運輸業健康保険組合のホームページ

<http://www.hyogo-unyu-kenpo.or.jp/>

保養と健康づくり | 健康保険組合のご案内 | 健康保険ガイド | こんなとき | 届け出申請書一覧 | けんぽQ&A | 介護保険

〇〇運輸

健康保険組合からののお知らせ

お知らせ一覧

NEW 2014.03.17 [70歳から74歳に係る一部負担金等変更、平成26年度保健事業等の案内について](#)

2014.02.20 [「介護保険料率の変更、産前産後休業期間中の保険料免除」等のお知らせ](#)

2014.01.09 [「加入者のためのワンポイント解説」のご案内](#)

2013.12.16 [生活習慣病予防対策セミナー開催のご案内](#)

2013.12.16 [年内保険証等交付・各種現金給付の支払及び年末年始の業務のお知らせについて](#)

健康保険組合連合会
特定健診等実施施設検索システム

個人情報保護に関する基本方針

兵庫県運輸業健康保険組合

〒650-0025
神戸市中央区相生町4-6-4

TEL 078-341-4801

FAX 078-341-4803

地図はこちら

Copyright (C) 2010 兵庫県運輸業健康保険組合 All rights reserved.

ご家族で
就職された方は
いませんか？



被扶養者の資格がなくなった方の 届け出を忘れずに！

春は就職など、新しい門出のシーズン。

ご家族がフレッシュな新入社員となった方も多いのでは。
就職などで**職場の健康保険に加入した場合、**
当健保組合の被扶養者から外れるため、**届け出が必要**です。

あなたの扶養家族に変更はありませんか？

就職、結婚、離婚、死亡などにより、扶養家族が減った場合は、保険証を事業主に返納しましょう。